

## 社会福祉法人室根孝養会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、役員（理事、監事、顧問をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の職員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 社会福祉法人室根孝養会給与規程（「給与規程」という。以下同じ。）により算定した額
- (2) 賞与及び退職手当 給与規程を適用する職員の支給基準による。
- 2 非常勤の役員に対する報酬額は、理事長にあっては月額50,000円とし、その他の役員にあっては理事会及び会議（「理事会等」という。以下同じ。）への出席1回につき8,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会及び会議（「評議員会等」という。以下同じ。）への出席1回につき8,000円とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、給与規程による。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、原則として理事会等に出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、原則として評議員会等に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

### (報酬等の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

### (委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度分の報酬から適用する。